

保護者の皆さまへ就学援助制度のお知らせ

◆援助を受けることができる方・提出書類等

令和3年度

就学援助制度とは

長与町教育委員会では、小・中学校に在学するお子さまの学用品費や学校給食費等の費用の一部を援助し、保護者の皆さまの経済的負担を軽減する「就学援助制度」を実施しています。ご希望される方は、在籍している学校に申請してください。

援助を受けられる内容

新入学用品費（新1年生のみ）	新入学用品の購入にかかる経費の一部
学用品費・通学用品費	学用品費等の購入にかかる経費の一部
給食費	学校給食費として保護者が負担する経費
校外活動費（参加する場合）	校外活動に参加した場合にかかる経費の一部（交通費、見学料）
修学旅行費（参加する場合）	修学旅行に参加した場合に均一に負担する経費
体育実技用具費	授業で柔道・剣道をする場合の柔道着等の購入費（中学1年生のみ）
医療費	学校の健診により治療を指示された特定の疾病（虫歯、結膜炎、中耳炎等）の治療費のうち、保護者が負担する経費

※援助費には上限があります。※生活保護受給の方は、修学旅行費と医療費のみが対象です。

申請書及び添付書類の注意点

1. 各学校備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、関係書類を添付して学校に提出してください。（申請は随時受け付けていますが、申請した月からの認定となります。）
2. 令和2年度に援助を受けていた方も、令和3年度の申請書を提出する必要があります。
3. 小学校と中学校にお子さまがいる場合は、在籍する小学校・中学校それぞれに申請書を提出していただく必要があります。
4. 申請書は令和3年度に在籍予定の学校、新学年を記入してください。
5. 就学援助では、祖父母など同じ住所地に住む方全員を「世帯員」として審査します。そのため、申請書には全ての世帯員を記入してください。（二世帯住宅または世帯分離の場合でも、住所地が同じであれば同一世帯の所得として合算して審査。）
6. 2つ以上の該当理由に当てはまる場合は、どれか1つの理由で提出してください。
7. 申請書および添付書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
8. 特別の事情がある場合は、別紙（様式は問いません）に詳細な内容を記入して提出してください。

ただし、状況によっては援助を受けられない場合もあります。

次の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

該当となる理由	添付書類
生活保護を3ヶ月以内に廃止されたが生活が苦しい	不要
町民税が非課税である （世帯員全員が非課税の場合に限る）	不要
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書の写し
世帯の合計所得が下表の基準額以下で、子どもを就学させるのが困難な場合	※下記の説明文を参照してください

※令和3年1月1日現在、長与町に住所（住民登録）がある方は、長与町課税台帳上の記録により確認しますので、所得の分かる書類の提出は必要ありません。

※令和3年1月1日現在、長与町以外に住所（住民登録）がある方は、次の書類の提出をお願いします。

- 「令和3年度 所得課税・非課税証明書」
（令和3年1月1日現在の住所地の自治体にて交付を受けてください）

【所得基準額の目安】《令和2年1月～令和2年12月の世帯合計所得が基準額以下》

世帯人数	家族構成	所得基準額	
		借家	持家
2人	大人1人+子供1人	¥2,243,300	¥1,719,100
3人	大人1人+子供2人	¥2,951,100	¥2,427,000
3人	大人2人+子供1人	¥2,798,100	¥2,274,000
4人	大人2人+子供2人	¥3,456,800	¥2,941,600
5人	大人2人+子供3人	¥4,114,300	¥3,590,200

※源泉徴収票で金額を比較する場合は、「給与所得控除後の金額」と比較してください。

ただし、上記金額はあくまでも目安であり、家族構成・年齢・家賃等により基準額が変わりますので、援助を希望される方は教育委員会教育総務課までご相談ください。

※長期療養・災害・交通事故などの特別な事情により生活が苦しく、子どもを就学させることが困難な場合は、教育委員会教育総務課までご相談ください。

認定における注意点

※所得額または児童扶養手当受給の理由にて認定されている方は、6月～12月に再認定作業を行います。所得超過、児童扶養手当の支給を停止されている場合には、就学援助の支給を停止させていただきます。

※入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、令和3年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。

※生活保護受給中の方は、就学援助の申請手続きは必要ありません。

ご不明な点は、各学校又は長与町教育委員会教育総務課（TEL883-1111）までお問い合わせください。